

「平成25年度 建設業等における構造改善推進懇談会」次第

日時 平成25年5月21日(火) 13時30分～
場所 北海道庁第1研修室(道庁別館9階)

1 開 会

2 挨拶 北海道建設部建設政策局建設管理課
建設業担当課長 植 田 康 宏

3 議 事

- (1) 北海道建設産業支援プラン2013の概要について
- (2) 北海道の建設業支援事業について
- (3) 国土交通省の取組(技能労働者への適切な賃金水準の確保等)について
- (4) 平成25年度公共工事設計労務単価上昇に関する要請
- (5) 意見交換

4 閉 会

配付資料(資料については事前に送付)

資料1 建設業等における構造改善推進懇談会開催要綱

資料2 北海道建設産業支援プラン2013

資料3 平成25年度建設業経営改革総合支援事業補助金募集要領

資料4 平成25年度新分野進出等事業化計画募集要領

資料5 北海道建設業サポートセンター

資料6 国土交通省の取組(技能労働者への適切な賃金水準の確保等)について

資料7 平成25年度公共工事設計労務単価について

資料8 技能労働者への適切な賃金水準の確保について(要請)

資料9 平成25年度公共工事設計労務単価について

その他 出席者名簿、配席図

建設業等における構造改善推進懇談会 出席者名簿

平成25年5月21日

団 体 名	役 職 名	氏 名
一般社団法人北海道建設業協会	業 務 課 長	信 平 章 克
	業 務 課 長 補 佐	佐 藤 伸 介
一般社団法人日本建設業連合会北海道支部	事 務 局 長	吉 岡 輝 彦
	参 事	今 田 和 雄
一般社団法人北海道造園緑化建設業協会	専 務 理 事	堀 野 史 夫
	事 務 局 長	伊 藤 節 夫
一般社団法人北海道舗装事業協会		欠 席
一般社団法人北海道建築工事業組合連合会	専 務 理 事	川 崎 三 男
一般社団法人北海道鳶土木工業連合会	事 務 局 長	藤 林 功 士
北海道建設躯体工事業協同組合	理 事	佐 藤 裕 幸
	事 務 局 長	長 谷 川 順 子
北海道鉄筋業協同組合	理 事 長	熊 谷 誠 一
北海道板金工業組合	事 務 局 長	北 川 道 則
北海道塗装組合連合会	会 長	柴 田 孝 一
	事 務 局 長	谷 田 久 二 男
社団法人全国建設室内工事業協会北海道支部		欠 席
北海道建設インテリア事業協同組合		欠 席
一般社団法人北海道電業協会	専 務 理 事	小 川 孝 樹
一般社団法人北海道空調衛生工事業協会		欠 席
北海道管工事業協同組合連合会	理 事	山 中 純 一 郎
	理 事	佐 藤 安 幸
	理 事	若 杉 明 信
北海道左官業組合連合会	専 務 理 事	池 上 宏 則
	事 務 局 長	村 田 保 弘
北海道建設作工技建協同組合	理 事 長	鈴 久 名 健
一般社団法人北海道測量設計業協会	常 務 理 事	及 川 茂 樹
国土交通省北海道開発局 事業振興部建設産業課	建 設 産 業 課 長	高 橋 武 典
	建 設 産 業 企 画 官	塚 原 建 二
	建 設 産 業 振 興 専 門 官	本 間 中
北海道建設部建設政策局建設管理課	建 設 業 担 当 課 長	植 田 康 宏
	主 幹	武 田 正 則
	主 幹	縄 田 健 志
	主 査 (建設業指導)	杉 澤 秀 治
	主 査 (建設業支援)	中 谷 伸 二
	主 査 (新事業展開)	烏 井 美 奈 子
主 査 (新事業展開)	吉 田 典 広	

建設業等における構造改善推進懇談会開催要綱

(目的)

第1条

建設業等の構造改善や経営基盤の強化などを進めるためには、個々の企業の自助努力、業界団体の強力な指導力、行政の積極的な支援及び相互の連携の強化が必要である。

このため、北海道における構造改善事業等の積極的な推進及び建設業者団体等の自主的な協議の場づくりの支援を目的として、本懇談会を開催するものとする。

(事業内容)

第2条

本懇談会は、総合工事業者団体、専門工事業者団体及び建設関連業団体の理事・事務局長等により、建設業等に係る諸問題について協議し、その解決方策や構造改善の推進策等について協議するものとする。

(構成)

第3条

(1) 建設業者団体

- 一般社団法人北海道建設業協会
- 一般社団法人日本建設業連合会北海道支部
- 一般社団法人北海道造園緑化建設業協会
- 一般社団法人北海道舗装事業協会
- 一般社団法人北海道建築工事業組合連合会
- 一般社団法人北海道鳶土木工業連合会
- 北海道建設躯体工事業協同組合
- 北海道鉄筋業協同組合
- 北海道板金工業組合
- 北海道塗装組合連合会
- 社団法人全国建設室内工事業協会北海道支部
- 北海道建設インテリア事業協同組合
- 一般社団法人北海道電業協会
- 一般社団法人北海道空調衛生工事業協会
- 北海道管工事業協同組合連合会
- 北海道左官業組合連合会
- 北海道建設作工技建協同組合

(2) 建設関連業団体

- 一般社団法人北海道測量設計業協会

(3) 北海道開発局

(4) 北海道

(5) 学識経験者等

必要に応じ、今後選任することとする。

2 本懇談会の座長は、北海道建設部建設政策局建設業担当課長とする。

(部会)

第4条

専門的な事項等について協議するため部会を置くこととし、その構成は、別紙のとおりとする。

(開催等)

第5条

本懇談会は、必要に応じ開催する。

2 本懇談会は、北海道建設部建設政策局建設業担当課長が招集する。

(事務局)

第6条

本懇談会の庶務は、北海道建設部建設政策局建設管理課が行う。

(その他)

第7条

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、座長が各構成員に諮って別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成23年7月22日から施行する。

この要綱は、平成24年7月10日から施行する。

この要綱は、平成25年5月17日から施行する。

別 紙

「建設業等における構造改善推進懇談会」部会構成

1 第1部会

(1) 建設業者団体

- 一般社団法人北海道建設業協会
- 一般社団法人日本建設業連合会北海道支部
- 一般社団法人北海道造園緑化建設業協会
- 一般社団法人北海道舗装事業協会
- 一般社団法人北海道建築工事業組合連合会
- 一般社団法人北海道電業協会
- 一般社団法人北海道空調衛生工事業協会

(2) 北海道

2 第2部会

(1) 建設業者団体

- 一般社団法人北海道薫土木工業連合会
- 北海道建設躯体工事業協同組合
- 北海道鉄筋業協同組合
- 北海道板金工業組合
- 北海道塗装組合連合会
- 社団法人全国建設室内工事業協会北海道支部
- 北海道建設インテリア事業協同組合
- 北海道管工事業協同組合連合会
- 北海道左官業組合連合会
- 北海道建設作工技建協同組合

(2) 北海道

3 その他

建設関連業団体の部会については、個別事案により判断する。